

議案第24号

鹿屋市介護保険条例の一部改正について

鹿屋市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市介護保険条例の一部を改正する条例

鹿屋市介護保険条例（平成18年鹿屋市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「40,200円」を「36,582円」に改め、同項第2号中「60,300円」を「55,074円」に改め、同項第3号中「60,300円」を「55,476円」に改め、同項第10号中「148,740円」を「152,760円」に改め、同項第11号中「160,800円」を「168,840円」に改め、同項第12号中「172,860円」を「184,920円」に改め、同項第13号中「184,920円」を「192,960円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,120円」を「22,914円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度のまで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,120円」を「22,914円」に、「40,200円」を「38,994円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,120円」を「22,914円」に、「56,280円」を「55,074円」に改める。

附則第17項中「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第9期介護保険事業計画に基づく令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率の額の改定など所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。